

瓦屋根の耐風診断・耐風改修工事費を助成

既存住宅の瓦屋根の耐風診断および耐風改修工事に係る費用の一部を補助します。

耐風診断費補助

対象 自ら所有し居住する、2021年12月31日以前に建てられた市内にある住宅で、屋根が瓦葺きのもの

補助額 診断費3分の2（上限2万1千円）

耐風改修工事費補助

対象 耐風診断費補助の対象で、瓦屋根の固定方法が現行基準に適合していないもの

補助額 工事費または屋根面積に2万4千円を乗じた額のいずれか低い額の23パーセント（上限55万2千円）

件数 各30戸

申請方法 6月15日(水)～7月15日(金)必着。申請書（建築指導課、区役所地域振興課で配布。ホームページから印刷も可）を、建築指導課へ持参。件数に満たない場合は、以降先着順で受け付け。

耐風診断・耐風改修工事の契約を行う前に申請を行ってください。詳しくは、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

千葉市 耐風診断 

問建築指導課 ☎245-5836 ファク245-5888

多重債務者特別相談

多重債務について弁護士が相談に応じます。

日時 5月12日(水)・26日(水)13:00～16:00（1人30分程度）

会場 消費生活センター **定員** 各先着6人

注意事項 債務者本人が来所。家族の同伴も可。電話相談不可。

申込方法 5月2日(月)から電話で、消費生活センターへ。

問消費生活センター ☎207-3000 ファク207-3111

死亡に伴う手続きがワンストップでできます

おくやみコーナーを開設

死亡に伴う各種手続きを支援するおくやみコーナーを各区役所に5月30日(月)から開設します（緑区は開設済み）。

必要な手続きを案内するほか、申請書の代行作成や書類などの受理をワンストップで行います。

場所 区役所市民総合窓口課

対象 国民健康保険、国民年金、介護保険、障害・高齢福祉などに関する手続き

予約方法 利用の5開庁日前までに電話で、中央区☎221-2162、花見川区☎275-6864、稲毛区☎284-6152、若葉区☎233-8160、緑区☎292-8163、美浜区☎270-3160

亡くなった方の住民登録がある区役所での受付となります。

問区政推進課 ☎245-5518 ファク245-5550



飼い犬のしつけ方教室

犬に関する法令や習性、抱き方など犬を飼う際に必要な知識を学びます。

上手にしつけて、愛犬と楽しい生活を送りましょう。

日時 5月12日(水)13:30～16:00

会場 動物保護指導センター

内容 講習としつけのデモンストレーション

対象 市内在住で、犬を飼っている方（予定も含む）
犬を飼っている場合は、犬の登録が済んでいること

定員 先着25人

申込方法 5月2日(月)から電話で、動物保護指導センターへ。

問動物保護指導センター ☎258-7817 ファク258-7818



受付期間5月9日(月)～31日(水)

桜木霊園合葬墓の使用者募集

桜木霊園合葬墓の使用者を募集します。合葬墓は、普通墓地や芝生墓地と異なり、一つのお墓に多くの遺骨を一緒に埋蔵する形態の墓地です。承継の心配もなく、墓石を設置しないことで費用を軽減できます。合葬墓に納骨された遺骨は、建物内に設置された納骨棚に使用許可後30年間安置した後、ほかの遺骨と合祀します。

申込対象 市内に1年以上（申込区分◎は1年以内でも可）継続して居住しており、現在、桜木霊園・平和公園の普通墓地または芝生墓地の使用許可を受けていない方（申込区分◎を除く）

使用料 1体7万円（施設の維持管理費を含む）

申込方法 5月9日(月)～31日(水)消印有効。申し込みのしおり（5月9日(月)から、桜木霊園管理事務所、生活衛生課、平和公園管理事務所、区役所地域振興課で配布）に添付の申込書を、〒264-0028若葉区桜木1-38-1桜木霊園管理事務所へ郵送または持参。電子申請も可（5月9日(月)8:30～31日(水)17:00受信分まで有効）。

使用者の決定 7月8日(金)9:30～11:30、市役所8階正庁で公開抽選（結果は全員に通知）。当選した方は、8月15日(月)までに資格審査を行います。

問桜木霊園管理事務所 ☎231-0110 ファク231-0124

申込区分・募集数・申込資格

| 申込区分 | | 募集数 | 申込資格 | |
|------------------------|---------------------------|---------------------|--|--------------|
| 焼骨をお持ちの方 ^{*1} | ①1体分 | 150枠（150体） | 申込者と焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方 | |
| | ②2体分（焼骨2体分または焼骨1体分と申込者本人） | 265枠（530体） | | |
| | ③市営墓地返還 | 160体 | 現在、市営霊園（桜木霊園・平和公園）の普通墓地または芝生墓地の使用者で、使用中の墓地を返還すること | |
| 生前に申し込む方 | ④1体分 | 75歳以上 ^{*2} | 80枠（80体） | 申込者本人が使用すること |
| | | 75歳未満 ^{*3} | 80枠（80体） | |
| | ⑤2体分 | 50枠（100体） | 申込者本人が使用し、申込者と一緒に埋蔵される方との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方（申込者と一緒に埋蔵される方は、市外在住でも可） | |

*1 祭祀を主宰する方が申し込めます。なお、分骨での申し込みはできません。焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、および千葉市パートナーシップ宣誓をしている方に存命者がいない場合は、ご相談ください。

*2 1948年（昭和23年）4月1日以前生まれ

*3 1948年（昭和23年）4月2日以降生まれ

特に記載がない場合、1日から申込受付、応募多数の場合抽選、料金は無料。